

月刊ニューズレター

現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第41号 2018年5月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室
e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP(最新号とバックナンバーを公開中)
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 入試の出題ミスに思う	吉野 剛弘	2
逸話と世評で綴る女子教育史(41) —聖公会の日本伝道と教育活動—	神辺 靖光	5
『文京区史[70年史]』の教育史を担当して —高度成長と変わりゆく都市(1966~1977年)から—	谷本 宗生	9
学生寮の時代② —「寄宿舎」名称問題から見える「教育的意味」—	金澤 冬樹	13
教育史研究のための大学アーカイブズガイド(11) —九州大学大学文書館—	田中 智子	16
明治以降の宗教系私学・宗教界に関する論考⑤ —高野山と京都の真言宗の教育機関(2)—	雨宮 和輝	20
近代日本における大学予備教育の研究(34) —予科生の宗教教育② 同志社大学⑤—	山本 剛	22
教育における自治(10) 石田雄『自治』を読む(9)	富岡 勝	25
『新潟新聞』にみる高等学校関連記事 —高等学校資金募集批判—	小宮山 道夫	28
我流・文献紹介(2) —第2次・第3次「学監ダヴィトモルレー申報」—	神辺 靖光	32
刊行要項(2015年6月15日現在)		36
短評・文献紹介		37
会員消息		38

コラム 入試の出題ミスに思う

よしの たけひろ
吉野 剛弘
(埼玉学園大学)

入試の出題ミスをめぐる問題がいつになく多く報じられている。その端緒は、新年早々に明らかになった2017年の大阪大学の物理の試験での採点ミスをめぐる問題である。その後、他の大学の入

学試験でも同様の問題があることが明らかにされた。2018年の入学試験が本格化する直前の出来事だったため、今年の入試における出題ミスについては例年以上に多く報道された。過去に遡ったものとしては、2010年の京都大学の化学の試験でも出題ミスがあったと報じられている。

ヒューマンエラーは避けられないとはいえ、入試の合否は受験生にとっては一大事であり、それを回避する体制が求められることは言うまでもない。それについては、すでにさまざまな形で指摘されているので、ここで再び論じることはしない。

入試の出題ミスを誰が指摘しているかということを見てみると、高校教師や予備校講師であることが多い。上述の大阪大学の件では、高校教師や予備校講師も参加した協議会でミスを指摘されていたというし、質問状を送った予備校講師もいたという。2010年の京都大学の件も、それを指摘したのは予備校講師のようである。

大手予備校では、一部の有名大学の解答速報や過去問の問題集を出している。さらに、予備校は一部の有名大学の対策講座を持っているため、教材研究として過去問に向き合わざるを得ない。出題ミスへの対策として、出題者とは別の人間が解いてみることで確認するという方法が提案されているが、時期のずれを無視すれば、予備校の方がチェック機関としては優れている。対策する側の方が、さまざまな角度から問題をチェックするからである。

最近の入試では問題を外部発注する場合もあるのだが、大学入試を作っているのは、基本的に大学教員である。高等学校の特定の教科の教育内容

の研究をしている教員でもない限り、出題者は高校教師や予備校講師に比して素人である。

しかも、その大学教員は、大学入試で問われる内容を自ら解かされるとなった際に、受験生と同じ方法で解くわけではない。殊に理系科目において顕著だが、大学教員は問題を解くにあたって受験生よりもはるかに多くの道具を持っているし、高等学校で学ぶ解法が大学以上では全く一般的でないことは珍しくない。高等学校の物理ではおびただしい量の公式を覚えて、これらを駆使して問題を解くが、大学以上ではしかるべき方程式を立式したら、微分積分などを駆使して問題を解く。高等学校の物理では、微分積分などの道具を使わないことをタテマエにしているから、公式が多くなるのである(中学入試の算数の特殊算のようなものである)。

そう考えると、高等学校での学習内容から逸脱せず、かつそれ相応の難易度の問題を作るのはかなり難しい上に、大学教員は時としてかなりアクロバティックな作業を強いられることになる。しかも、出題する側は数ある業務の一つとして入試に向き合うのに対し、対策する側はそれが本業である。最初から勝負がついているとすら言える。

しかし、話はそう簡単ではない。1983年の東京大学の日本史の試験で、ある受験生の解答に低い点数しか与えられなかった理由を考えさせた上で、よりよい解答を書かせる問題が出題されたことがある。ある受験生の解答には某予備校の解答例を使ったという風説が流れたらしいのだが、出題する側と対策する側の考えとが一致するとは限らない。安易な「対策」は怪我の元ということになるうか。

文部科学省は、入試問題の解答例の公表を要請している。強制ではないので、全ての大学が公表しているわけではない。ちなみに東京大学は、解答例を示すことで受験生の考えが一面的になることを理由に、公開していない。「対策」の弊害ということである。

ところが、そんな東京大学は1999年の数学の文理共通問題で、三角関数の加法定理の証明を出題したことがある。受験生が解法にばかりとらわれ、どうしてそうなるのかということに関心が向かない(それゆえに定理を覚えることには夢中で、証明に関心を持たない)ことへの警鐘として意義深い出題である。

しかし、この問題の「対策」はいとも簡単である。東京大学は「対策」の弊害を考慮して解答例を出さないというのが、上述の問題の解答例は教科書に載っているレベルのものである。定理の証明方法は一通りに限られないこともあるが、そうだとすれば違う証明法を考えてみるのも面白い。それは数学的にも意義のあることである。

上述の2題のような入試問題の「対策」はむしろ歓迎されてもよい。入試問題が教育効果を持つからである。解答例を添削しながらあれこれ議論をしたり、多様な証明方法についてあれこれ議論をしたりするならば、それは立派なアクティブラーニングである。

ただし、このような学習活動が成立するのは、超がつくほどの上位層の人間のみである。普通の高校生の間でこの種のテーマで学習活動を展開したところで、少し出来のよい生徒の意見に付和雷同して終わるのがオチである。

本誌第14号のコラムで、試験に「対策」は付き物だから、試験が「対策」に値するだけの質を保てるかということが重要であると指摘した。先のコラムからの2年間で、少なくとも日本の大学入試が「対策」に値するものへと変化してはなさそうである(そんなに急に変わるわけではないのだが)。新学習指導要領の目玉であるアクティブラーニングと「大学入学共通テスト」とは関連しており、まさにその好循環を期待しているようだが、これらは福音となるだろうか。「ムーミン谷」で議論が沸騰するようでは、どうにも不安が拭えない。

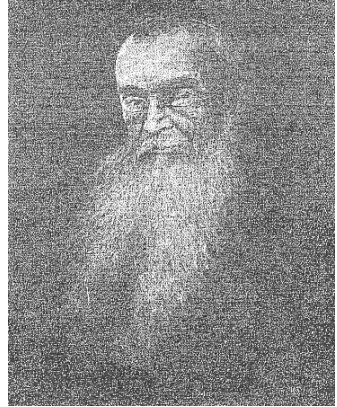
***コラム欄では読者の方からの投稿もお待ちしています。**

逸話と世評で綴る女子教育史(41)

—聖公会の日本伝道と教育活動—

かんべ やすみつ
神辺 靖光(ニューズレター同人)

アメリカ人の日本伝道熱はペリー来航以前から徐々に高まっていたが、安政の条約調印とともに活発に動き出した。1885(安政5)年、中国在住のアメリカ聖公会主教は日本伝道の急務であることを本部に訴えた。これに応じて、ニューヨークの聖マルコ教会は伝道資金200ドルを集め、アメリカ聖公会内外伝道協会 Domestic and Foreign Missional Society of the Protestant Episcopal Church in the U.S.A は日本伝道を決議し、同会の在中国宣教師ウィリアムズ C.M.Williams を日本に派遣した。彼はしばらく長崎で日本語の研究に



ウィリアム主教

没頭してから、明治2年、大阪に向かい、川口居留地に英学講習所を開いた。

明治6年2月のキリスト教解禁とともに(本シリーズ16号参照)ウィリアムズは東京に移り、7年2月、司祭ブランシェ C.Blanchet と私塾的学校を築地の居留地にはじめた。これが立教大学の起源である。当時の校名はDay School、通称“ウィリアムズの学校”であった。明治10年頃から“立教学院”とも言ったが、これは清の儒者・高愈の「立教法以治人」「教法を立て以て人を治む」からとったものと言われている。

立教学院は9年11月の大火災で休校になったが12年、築地1丁目の英語学校の校舎を借り受け授業を再開した。この頃、在日宣教師の間で日本にアメリカ風のカレッジをつくらうという議がおこった。ミッション本部はこれ

に応え、本格的な学校を運営しようと決意、校舎建築費を送るとともにハーバード大学建築科を卒業したガーディナー L.M.Gardiner を校長として派遣した。ガーディナーは着任と同時に校舎の建築を開始し、明治15年末に竣工した。彼はまたアメリカのカレッジ風のカリキュラムを整え、大部分の授業はアメリカ宣教師が教えたが、ギリシャラテン語はおこなわず、日本人教師による漢文をこれに代えた。また将来、聖公会の伝道師となることを約束した学生は奨学生として学資が支給された。こうして立教学院は宣教活動と一体になって近代学校の道を大きく歩みはじめるのである。



ガーディナー校長

一方、明治2年、ウィリアムズが大阪の川口居留地ではじめた英学講義所は彼が東京に移ってから一時、モリスが受け継いだ。明治5年にクインビー J.H.Quinby、ミラー G.B.D.Miller の夫妻が加わり、さらにエディ E.G.Eddy が加わった。はじめ生徒は男子だけであったが、やがて女子も入ってきたので女生徒をエディが教えることになった。人々はこれを“エディの女学校”と呼んだが、明治8年、照暗女学校と名乗った。英学講義所は男子のみの英和学舎(聖テモテ学校とも言う)になった。

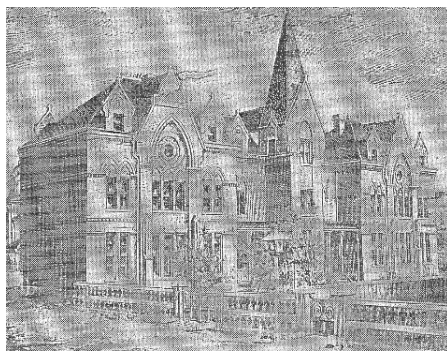
明治20年、大阪の英和学舎が立教学院に合併した。たまたまイギリス聖公会のCMS伝道局が、大阪に学校を開くので校舎をこれにゆずり、約10名の学生を引きつれて東京築地の立教学院に合併したのである。大阪の学校は後に桃山学院になった。

同じことが女学校にもおこった。明治25年聖公会の司祭・多川幾造が京都に平安女学校をたてた。そこで同じ聖公会の大阪にある照暗女学校を閉

鎖することにし、生徒全員を東京の立教女学校に移した(平安女学院85年史)。

このようなことは、これまでの日本の私塾ではありえないことであつた。私塾は一代限りか、または一家相伝であるから、つぶれればそれまでで、生徒は他に師を求めて立ち去るだけである。全生徒を一斉に大阪から東京に移すことなどあり得ない。しかるにミッション・スクールは設置母胎が教団で、そこには精神的な結合、同志的なつながりがある。ゆえに学校間の合併や生徒の移動が可能なのである。日本の識者は近代化の黎明期に当って学校設置の新しい方法を学んだのである。後に述べる仏教諸派の学校設置方式である。

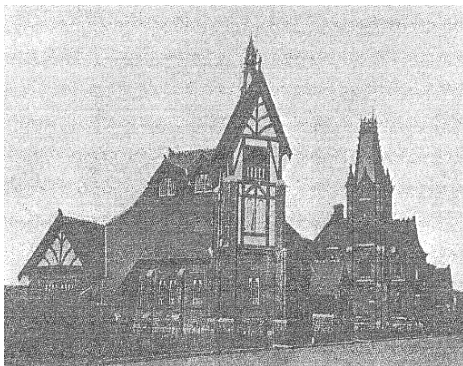
さて、東京のピットマンの立教女学校はどうなつたろう。明治15年5月、ピットマンは立教学院の校長ガーディナーと結婚した。新居を築地居留地26番地に構え、女学校もこの家に入った。手狭であることは言うまでもない。ここにおいて女学校も新校舎を建てることになり、ガーディナーの設計により旧校地と地続きの26番地に3階建木造の新校舎が17年3月に完成したのである。



築地の立教女学校

この地は福澤諭吉が洋学を教えはじめた慶應義塾発祥の地であり、立教学院最初の旧校舎がたつた地である。さらに言うならば、女子学院になるプレジビテリアン系のA6番、B6番の女学校、メソジストの海岸女学校(青山女学院)もすでに建っていた。この地に今もそれぞれの学校の発祥記念碑がたっているが、ミッション女学校発祥の地と言っても差し支えないであろう。

日本にきた聖公会は立教学院と立教女学校をたてた米国プロテスタント監督教会のほかに英国教会伝道教会(略称C・M・S)と英国福音伝道教会(通称S・P・G)があった。三者は互いに助けあっていたが、日本の布教活動では一体になったほうが便利有益であると考え、明治20年2



三一会館とチャイム塔 三一神学校

月、大阪の三一神学校で三派の総会を開き、日本聖公会を成立させた。早速同会の本拠をつくるべく、その設計を立教学院校長ガーディナーに依頼した。かくして東京三一教会が22年の暮に立教大学校、立教女学校に並んで建てられた。大聖堂を中心に三一会館、三一神学校とチャイム塔を擁するゴシック様式の日本聖公会へ、大本山が東京の築地にできたのである。

参考文献『日本聖公会百年史』

『立教学院設立沿革誌』

『立教女学院90年史資料集』

『文京区史[70年史]』の教育史を担当して
—高度成長と変わりゆく都市(1966～1977年)から—

たにもと むねお
谷本 宗生(大東文化大学)

このたび、『文京区史[70年史]』(2018年3月)が編さん刊行された。従前の『文京区史』との繋がりぐあいを考慮し、1965(昭和40)年ころまでは要約ダイジェストのかたちで纏めるものとし、教育分野も従前の『文京区教育史』(1983年)を参考にしながら、その後35年間を新たに織り込む形式をとっている。なお刊行された『文京区史』(本編・資料編)は、文京シビックセンター2階の行政情報センター(文京区春日1-16-21)にて、価格8300円で入手可能である。

同上書では、限られた紙面等の制約下で教育史を私(谷本)が担当執筆したが、本稿ではその点について順に少し紹介しておきたい。まず第2章の高度成長と変わりゆく都市(昭和41～52年)では、「都市化と大学」としてこの時期での「高等教育の大衆化」(281頁)を掲げ、「東大紛争」(278～280頁)と「東京教育大学移転問題と大学紛争」(280～281頁)、大学の郊外移転事例として「跡見学園女子大学(新座キャンパス)開校」(282頁)、「東洋大学川越・朝霞キャンパスの新設」(282～283頁)、「拓殖大学八王子キャンパスの新設」(284頁)を記述している。大学紛争については、「昭和四十四年一月には多くの学部でストライキは解除されたが、この年の東京大学の入学試験は中止を余儀なくされた。また紛争が続いていた東京教育大学でも同様、入試ができなかった。教育大学の紛争は、学長と評議員が大学移転を決定したことに端を発したものであった。なお、昭和四十四年一月の東大紛争では、デモ隊の投石等により東京大学近隣の住宅や店舗に大きな被害が出たため、区は火災等見舞金支給の例に準じ、六一世帯に見舞金を出した。また、同年九月には、東大生らが投げた数本の火炎びんで、文京区立第

四中学校の北側階段で火災が生じたが、すぐに中学校の警備員が消火にあたり、鎮火した。四中は北と西を東京大学に(昭和四十二年九月に東京大学との敷地境界塀が完成していた)、南は本富士警察署、本郷消防署に接していた(279頁)と解説している。そして、1969(昭和44)年10月に公表された「東京大学改革準備調査会報告書」のなかで、「学生側の意思を大学当局が受けとめる正常なルートが制度化されておらず、そのことが、学生の直接行動を誘発した面もあるように思われる。このようなことは、やはり明らかに一つの制度的欠陥であるというべきであろう。(中略)大学がその機能を発揮しうるかどうかについては、学生集団の自治能力が重要な意味をもっていることは、はっきり認識されなければならない(280頁)と指摘されている。

また同章の学校教育として、たとえば「学校給食の充実」として、「学校給食は教育の一環と位置づけられ、地域の食生活の改善に寄与するための指導計画が作成され、昭和三十七年度からは、献立表が配布された。例えば、昭和四十年代には学校給食向けに『ソフト麺』(ソフトスパゲティ式麺)が開発され、『牛乳、ミートスパゲティ、フレンチサラダ、プリン』といった献立も登場した。…中学校完全給食については昭和四十年度、段階的に施設整備を行い、四十一年三月から第八中学校と茗台中学校の二校が完全給食を開始した。昭和四十四年度の第二中学校、文林中学校をもって全中学校に給食施設が整備され、昭和四十五年十二月に文林中学校が完全給食を開始し、全校がミルク給食から完全給食に移行した。区報によると、昭和四十二年、第三中学校で完全給食が実施されたときのメニューは『牛乳、パン、マーガリン、カレーシチュー、みかん』である。昭和五十一年度には、学校給食法の改正により米飯給食が始まった。区内小・中学校でも月二～四回の米飯給食が実施されることになり、『牛乳、カレーライス、野菜の塩もみ、スープ、くだもの(バナナ)』といった献立が導入された。昭和五十一年四月の時点で、小学校の給食費は月額低学年二三〇〇円・高学年二六〇〇円、中学校

は三一〇〇円であった」(356～357頁)と挙げている。同章の社会教育として、たとえば「社会教育館の開設と文化育成」として、「昭和四十六年四月には、教育委員会が社会教育を行うための施設として、本郷二丁目の第二中学校内に『社会教育館』を開設し、日本女子大学女子教育研究所に委託して『婦人大学講座』などを開講した。初年度には、福祉問題・女性問題の第一人者、一番ヶ瀬康子日本女子大学教授が『婦人の社会的活動』をテーマに講義を行っている。施設には、映写設備、ピアノやステレオが配置された視聴覚室(定員五五人)、イーゼルや花器を備品として持つ学習室(定員五〇人)、調理設備とミシンを備えた実習室(定員四二人)があった。社会教育の一環として、伝統文化の普及育成のために『文化育成事業』もさかんに行われ、文化講座では、ゆかりの文化人を中心とする錚々たる講師陣が名を連ねた。例えば、昭和四十年代初めの『ぶんきょう歌壇俳壇』の選者は、歌壇が窪田章一郎(歌人・国文学者、窪田空穂長男)、中原綾子(歌人、与謝野晶子門)、俳壇が山口青邨(俳人・鉾山学者、高浜虚子門)、中島斌雄(俳人・国文学者、高浜虚子門)らであった」(370頁)と挙げている。

さらに同章では、文京区の「文化財の保護」として、「都市化の進展に伴う開発などから文化財を保護し、時代を超えて受け継がれてきた文化と文化財を継承するために、区は昭和四十三(1968)年度『文京区文化財調査五か年計画』を策定し、国と都の指定を受けていない文化財の調査を開始した。昭和四十六年度までに四年間かけて文化財調査員六人が有形文化財七八件、無形文化財二件、民俗資料四九件、記念物六二件の計一九一件を調査し、文化財目録を整備して、翌四十八年に『文京区の文化財』としてまとめた。また文化財調査を紹介し、区民の文化財に対する関心を喚起するために、昭和四十八年十一月、翌四十九年十一月、文京区民センターで『文京区郷土史資料展』を開催し、延べ三五〇〇人が参加した。昭和四十八年三月には『文京区文化財保護条例』を制定し、区独自の制度として、昭和四十九年か

ら国や都指定文化財以外の『区指定文化財』の指定を行い、保護・保存に努めている。初年度に指定した区指定文化財は『日本女子大学成瀬記念講堂』『吉祥寺経蔵』『木造閻魔王坐像』（源覚寺）『木造大黒天坐像』（福聚院）『樋口一葉終焉の地』（史跡）など一六件であった。さらに、地域の豊かな文化財を区民に知ってもらうために、昭和四十九年十一月から三か年計画で史跡など四六か所に『文化財標示板』を設置した（371～372頁）と説明されている。

学生寮の時代②

—「寄宿舍」名称問題から見える「教育的意味」—

かなざわ ふゆき
金澤 冬樹(東京理科大学職員)

●「ただ多人数の合宿を意味するのみ」

本連載では、寄宿舍に関する議論を『教育時論』をもとにいくつか見てきた。そこで取り上げた議論では、寄宿舍の改善を論じる際、「教育的な」側面に焦点を当てていたことがわかった。寄宿舍と舎監の関係、寄宿舍の自主性、人数規模や組織など、単に厚生施設としての管理ではなく、教育施設として意識されていることがうかがえる。

その一端を表すものとして、今回、新たに一つの記事を見てみたい。『教育時論』第 579 号の「寄宿舍の名を改むべし」という記事^[1]である。この記事では、寄宿舍の問題が「教育界多年の問題」であり、様々な「根本的改革」が必要なことを述べている。その上で、

就中寄宿そのものに対する感想を改むるの第一着手として、その寄宿舍てふ名を改めて、真に教育上の一組織たるに背かざる名を附することも、甚必要ならんと信ず。

とし、「寄宿舍」という名称の改称を求める。その理由として、従来使用されている「寄宿舍」という名称は「工場に附属する労働者の合宿所にも用ふべく、又巡査の合宿所にも用ふべく、旅宿下宿も亦寄宿たり」とし、「寄宿の一語には、毫も神聖なる教育的意味あることなくして、ただ多人数の合宿を意味するのみ」と指摘する。

名を正して始めて実のよくこれに伴ふことあるを思はざるべからず。これ

服装を正し、姿勢を正して、以て内心をも律し得べきと同様の理なり。今日さなくとも弊風一洗を要する機に際し、その旧名を廃するだけでも、人目を新にするの利あるべし。

と主張した。そして改称後の名称としては、「学寮」や「生徒寮」などの「教育的意味」ある名称を候補として挙げている。併せて「舎監」の名称についても改称を求めている^[2]。

●寄宿舎における「教育的意味」

今回の記事は文章としては短く、詳細にわたって論じているわけではない。ただ、学校寄宿舎を他機関の寄宿舎と明確に区別する視点に注目したい。学校寄宿舎を教育施設として捉え、独自の意味づけを与えようとしていることが考えられる。

このように、「寄宿舎」といっても、当時は様々な寄宿施設・形態があったことに注意したい。例えば、学校寄宿舎以外にも、企業・工場の寄宿舎、軍機関の寄宿舎、各種団体(宗教団体、育英団体、修養団体等)の寄宿舎、民間下宿、「名士」宅への寄寓(「書生」)、若者宿など多数にのぼる^[3]。

今後、寄宿舎の議論や実態を見ていく上で、上記のような各寄宿舎の区分がどのようになされていたかにも注目する必要があるだろう。また、実態の点からも学校とそれ以外の寄宿施設・寄宿形態がどのような相違もしくは類似があったのかにも着目することができよう。学校寄宿舎を教育施設と見る学校関係者からの視点だけではなく、それ以外の寄宿施設・形態との相対的な比較が重要になってくるだろう。

[1]「寄宿舎の名を改むべし」『教育時論』第 579 号 1901 年。

- [2]「舎監の名称廃せらる」『教育時論』第 672 号 1903 年では、帝国大学の舎監が「学生監」に、直轄学校の舎監が「生徒監」に改称されたことを報じているが、従来の舎監という名称について「単に寄宿舎といふものに、文字上何等の教育的意味なきが如く、舎監といふ名称また甚俗悪なり」と述べている。
- [3]学校寄宿舎以外を考える際、各分野の研究蓄積にも目を配る必要がある。例えば、日本近代経済史などを専門とするジャネット・ハンターは、近代日本の繊維産業における労働者の姿を追う中で、工場に設置された寄宿舎について考察。劣悪な居住環境や厳格な管理主義を経て、社会教育の手段ともなった工場寄宿舎について分析している。ジャネット・ハンター著、阿部武司・谷本雅之監訳『日本の工業化と女性労働―戦前期の繊維産業』有斐閣 2008 年 p107-113。

教育史研究のための大学アーカイブズガイド(11)

—九州大学大学文書館—

たなか さとこ
田中 智子(早稲田大学大学史資料センター)

今号では九州大学大学文書館を取り上げる。九州大学大学文書館は内閣府より国立公文書館等の指定を受けた大学アーカイブズの一つである。以下、その基本情報および所蔵資料について述べていく。

(1)基本情報

九州大学大学文書館は、箱崎キャンパスの旧工学部本館1階【写真1】にある。箱崎キャンパスは元は九州大学の本部キャンパスであったが、移転計画によりここにあった本部事務機構および学部・大学院等のほとんどは伊都キャンパスに移転してしまった¹。建物の取り壊し工事も進んでいるが、同館は現在も箱崎キャンパスにて業務を続けている。



【写真1】旧工学部本館(側面より撮影)

同館の沿革は、1985年に九州大学七十五年史編集室が設置されたことに始まる。『九州大学七十五年史』編纂が終盤に差し掛かった1991年、九州大学七十五周年記念事業委員会委員長より九州大学学長に大学史料室設置要望書が提出され、翌92年12月に九州大学大学史料室が設置された。その後2001年に九州大学文書館設置準備委員会が設置され、文書館構想について検討が進められた結果、2005年4月に九州大学大学文書館が設置された。2011年には、「公文書等の管理に関する法律」に基づく国立公文書館等の施設として、内閣府の指定を受けている²。

「九州大学学内共同教育研究センター規則」によると、同館の目的は「本学に関わる法人文書等の資料を収集、整理、保存、公開し、大学及び大学の歴史に関する調査研究を行うとともに、その資料を学生、職員その他一般の利用に供すること」であり、同館の業務内容は、「(1) 資料の収集、整理、保存及び公開に関すること」、「(2) 資料の調査・研究に関すること」、「(3) 資料の活用に関すること」、「(4) その他大学資料に関すること」である³。前述の通り同館は国立公文書館等の指定を受けているため、これらの目的・業務内容は基本的に「国立公文書館法」の規程に準拠して策定されたものと考えられるが、「大学及び大学の歴史に関する調査研究を行う」という部分に研究機関としての側面も見受けられる。実際に、2009年9月には同館内に百年史編集室が設置され、『九州大学百年史』が編纂されている⁴。

以上のように、九州大学大学文書館は公文書館と大学史研究機関という2つの側面を併せ持つ機関である。開館時間は土日祝日および年末年始を除く平日の9時30分から16時30分までである。資料の出納等に時間を要するのと、特定歴史公文書は審査が必要な場合があるため、遅くとも5日前には閲覧予約をしておく必要がある。後述する問い合わせ先に連絡のうえ、閲覧予約をしていただきたい。

(2) 資料紹介

同館の所蔵資料のうち、筆者が特に紹介したいのは「評議会記録」である。評議会とは各学部長・研究所長・評議員らで構成されている会議体であり、

月1回開催されていたようである。その内容は諸規則の改正、予算配分、学術交流協定など、九州大学の内部行政に関わる全学的な会議記録となっている。



【写真2】評議会記録(書庫内にて撮影)

写真2の通り、「評議会記録」は明治期から昭和期にかけてまとまって所蔵されている。詳細な所蔵情報については後述の目録を参照していただきたい

いが、現在公開されているのは 1985 年までのものである。それ以降のものについても所蔵されているようであるが、近年のものは情報公開請求の対象となる場合がある。いずれにしても、「評議会記録」は全て要審査の資料となるため、事前の閲覧予約は必須である。

(3)資料へのアクセス方法

この「評議会記録」は、九州大学大学文書館ホームページに掲載されている特定歴史公文書の目録一覧中、「総務部移管資料」群の中に含まれている。年度ごとの簿冊となっているので、必要な年度の簿冊を選び、利用請求を行っていただきたい。

利用請求の方法は同館ホームページの「特定歴史公文書の利用について」のページに詳しく書かれているが、事前に電話で連絡したうえで「特定歴史公文書等利用請求書」を郵送するか当日受付に提出する必要がある。いずれにせよまずは同館事務室に電話をしていただきたい。

電話：092-642-2292(文書館事務室)

九州大学大学文書館 HP「特定歴史公文書の利用について」

http://www.arc.kyushu-u.ac.jp/archives_guide/about.html

同「目録一覧」(特定歴史公文書)

http://www.arc.kyushu-u.ac.jp/archives_guide/kijyun.html

(つづく)

1 九州大学ホームページ「移転スケジュール」

<http://suisin.jimu.kyushu-u.ac.jp/guide/schedule.html>

2 九州大学大学文書館ホームページ「沿革」

<http://www.arc.kyushu-u.ac.jp/about/history.html>

3 同「九州大学学内共同教育研究センター規則」

<http://www.arc.kyushu-u.ac.jp/about/pdf/rules/kisoku.pdf>

4 『九州大学百年史』は、通史編3巻、部局史編4巻、資料編4巻の計 11 巻が Web 上で公開されている。

https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/publications_kyushu/qu100th

明治以降の宗教系私学・宗教界に関する論考⑤

—高野山と京都の真言宗の教育機関(2)—

あめみや かずき
雨宮 和輝(早稲田大学)

はじめに

筆者はこれまで、1918年の大学令による宗教系私学の大学昇格に着目してきたが、それより以前の宗教系私学の実態に関しては言及してこなかった。そこで、今号でも、大学昇格以前、明治時代以降の宗教系私学及び宗教界にどのような動向があったのかを分析する。本号でも、前号に引き続き、真言宗内部における教育機関設置を巡る議論に焦点を当てて分析する。

1、第三期聯合議会における議論と高野と京都の教育機関

前号では、第二期聯合議会において、高野山に大学林と尋常中学林、京都の東寺には尋常・高等の両中学林が設置されることになった件に言及した。この決議の際には、京都と高野山に中学、大学¹を並立するという案は採用されなかったことに関しても既に前号において述べている。その後、真言宗においては第三期聯合議会が開催される。議会開会に際しては「我聯合に於ける教学二途の発展は大に急要なるを感ず而して両学制度改正案は特に解決をなすべきの時機に迫れり」²といった告諭が述べられており、真言宗における教学制度の改正の必要性が認識されていたことがわかる。そして、第三聯合議会においては、高野山と京都の二つの場所に二つの大学を設けることが想定されている。大学を設置するに際して、当時の高野山と京都の教育機関の学生数を示しており「高野大学並に京都高等中学生の現在数は高野大学は五十一名、京都高等中学は(将来大学生となるべき者)二十七名なり」³と示している。(将来大学生となるべき者)と述べている点からも、京都に大学を設置することが想定されていたことがわかる。さらに同議会では京都と高野山の両方の学校の財団法人設立についても議論されている。ここでは「高野京都両学の為各別に財団法人を設立」⁴することが示されており、高野山と京都に大学を設置するに際して財団法人も設置しようとしたことが窺える。

こうして真言宗では、最終的に第三回聯合議會を経て、高野山に真言宗聯合高野大学⁵が、京都の東寺に真言宗聯合京都大学が設立されることになった。1907年11月12日より、修業年限4年の真言宗聯合京都大学へと名称が変更されている⁶。また、真言宗聯合高野大学に関しては、1909年になると専門学校令による認可を受けている⁷。このように、1900年代には真言宗においては京都と高野山の2つの場所に大学の名称を備えた教育機関が設置され、二つの大学が並立する時代に入るのである。

おわりに

以上のように、第三回聯合議會を経て、真言宗は2つの大学を設立する時代に入りました。さらに、真言聯合高野大学は専門学校令によって認可されている。このように宗門の教育機関の整備を実施していくが、この後、大正期に入っていくと、真言宗の教育機関の動向には宗派間の思惑が関係し、複雑な関係性を示すようになっていくのである。大正期の真言宗の教育機関の動向に関しては次号以降に考察するようにしたい。

注

1ここで使用している「大学」は1918年制定の大学令によって認可された大学ではない。大学令制定以前に多くの私学が名称として大学を自称しており、真言宗も他の私学と同様に名称としての大学を設置しようとしていた。

2六大新報社『六大新報』（1907年6月30日、第201号）15頁。

3六大新報社『六大新報』（1907年7月7日、第202号）15頁。

4六大新報社『六大新報』（1907年7月21日、第204号）14頁。

5六大新報社『六大新報』（1907年7月28日、第205号）12頁。高野山の大学に関しては「高野山大学」を「高野大学」として改称することを改正案として挙げている。

6六大新報社『六大新報』（1907年11月24日、第222号）15頁。

7六大新報社『六大新報』（1909年4月25日、第294号）13頁。文部省からは「和歌山県伊那郡高野村ニ私立真言宗聯合高野大学ヲ専門学校令ニ依リ設置シ明治四十二年ヨリ開設ノ件認可セリ」という認可を受けている。

近代日本における大学予備教育の研究(34)

—予科生の宗教教育② 同志社大学⑤—

やまもと たけし
山本 剛 (早稲田大学)

はじめに

前号では、同志社大学の「宗教教育」において、大学では毎朝の礼拝式の参加を学生の意志に任せていたことを確認した。

先述したように、学内では大学昇格を機に、大学のあり方を問う諸意見が出されていた。

それは、特に「思想信仰」の様々な学生が入学するうえで、「基督教主義の精神教育」をどのように行うべきかを問うものであり、また同校の建学の精神やその存在意義をあらためて確認するものであった。

先の大学生の礼拝式の参加を、あくまでも「学生の自由意志」としながらも、その参加人数の少ないことが憂慮されていたことは、同志社の伝統的な精神教育が衰退するのではないか、という危機意識のあらわれとも解することができる。

大学昇格とは、大学としての発展を期すると同時に、一方で、これまでの「伝統的な教育」がどうなるのかという問いを生じさせるものであったともいえよう。

こうした状況を踏まえて、本号では、はじめに前号の続きとして大学予科の「宗教教育」の状況を確認する。続いて、大学昇格によって新たに生じた問題点についてみていくことにする。

1、大学予科の「宗教教育」

大学予科では、毎朝の礼拝式の参加はどうであったのだろうか。1920(大正9)年11月号の『同志社時報』の論説には¹、礼拝式の参加を、大学生は学生の自由に任せてもよいが、大学予科生にはそれを「強要」すべきであるとする意見が掲載されている。

また、これより先の1917(大正6)年度の『同志社年度報告』によると²、礼拝式は、中学校、女学校の生徒は必ず出席させて、大学予科生には、同年

の4月から「毎火曜日午前八時廿分より精神講話を開き、全部学生の出席」をさせることが明記されている。

この「精神講話」の内容が具体的にどのようなものであったのかは、現時点では資料上明らかにできない。ただし、1919(大正8)年度の『同志社年度報告』に³、それは「靈性の陶冶を計」るために「全体を公会堂に集め宗教的典礼」に則った講話であることが説明されている。

この資料からは、実際に大学予科生に毎朝の礼拝式の参加を強要したことは明らかにできないが、予科では毎週一回、全校生徒に「精神講話」を行っていたことが窺える。なお、前号で確認したように大学生に対する「精神講話」については、『同志社年度報告』に「時々」「職員学生の総集会」を開いた、と明記されているだけであり、必ずしも予科のように毎週それが行われていたとは考えられない⁴。

したがって、同志社大学では、大学予科生の毎週一回の「精神講話」を同大学の重要な「宗教教育」と捉えて、「基督教主義の精神教育」を行っていた。それは、言うまでもなく「教育」「訓育」の大学予科の時期には、こうした講話によって様々な「思想信仰」の生徒に同校の教育理念を伝えなければならないとする意向があったのである。

さて、大学昇格後の1923(大正12)年度の『同志社年度報告』には⁵、大学予科に「多種の中学」校から多くの生徒が入学することで、その「訓育」が「心労」であるとされ、新たに学生監を3名に増やしたこと、そして、予科長が「精神講話」に「心力を注い」でいることが報告された。

さらに、『大正九年七月以降同志社大学予科教授会議決記録』によると⁶、1924(大正13)年の12月1日付の協議事項では、「精神講話を修身の課業の一部」としたことが記載されている。

このように同大学では、大学予科の時期に「精神講話」を行うことで、同校の「基督教主義の精神」を伝えていたのである。

2、大学予科教育の新たな問題

大学昇格後の同志社大学では、大学予科の教育に関して、予科教授から「伝統的な教育」が衰退しているという意見が出された。

すでに確認したように同大学予科の学科課程は高等学校高等科のそれと比較して、外国語の授業時間が多く設定されていた。

ところが、この外国語に関して、問題が生じていると指摘する意見が予科教授から出されたのである。それは、「同志社の特色」を失うという危機意識から出された意見であった。

それはどのようなものであったのだろうか、次号で検討する。

注

¹ 石田季治郎「瀬谷教授の『同志社大学法学部の教授方針』を読む」『同志社時報』(1920(大正9)年11月1日、第180号)。

²「同志社々長報告 自大正六年四月至大正七年三月」『同志社大正六年度報告』。

³「同志社総長報告 自大正八年四月至大正九年三月」『同志社大正八年度報告』。

⁴「同志社々長兼校長報告 自大正四年四月至大正五年三月」『同志社大正四年度報告』。

⁵「同志社総長報告 自大正十二年四月至大正十三年三月」『同志社大正十二年度報告』。

⁶『大正九年七月以降同志社大学予科教授会議決記録』(同志社社史資料センター蔵)。

教育における自治(10) 石田雄『自治』を読む(9)

とみおか まさる
富岡 勝(近畿大学)

前号では、石田雄『自治』を通して、大正期後半における普通選挙への気運の高まりとともに、多様化した「自治」を再び立憲政治の基礎として捉えようとする考え方が広がってきたことを後藤新平の「自治」論を中心に紹介した。後藤の「自治」論には、日常的活動や組織のあり方について具体性に欠けたものであったという石田の指摘も確認した。

大正期後半の立憲運動の基礎として期待された「自治」論が具体性を欠き抽象化していったのと同時に、政治・経済状況は昭和初期から危機的様相を深めて行ったという。そのようななかで、「自治」論のあり方はどのようになっていったのだろうか。

経済状況の危機と権藤成卿の農本主義的「自治」論

石田は昭和期の「自治論」として、まず権藤成卿の「自治」理念を紹介している。本号では、この後藤の「自治」理念を中心に検討していきたい。

後藤は、『自治民範』(平凡社、1927年)、『農村自救論』(文藝春秋社、1932年)などで『自然^{しぜんじち}而治』を中心とした「自治」論を主張した。権藤は、「自然にして治まる」という意味の『自然^{しぜんじち}而治』が、孔子や荘氏などの中国の思想、日本神話、仏教など「東洋」の伝統に幅広く見られる「元始自治」の特長であることを、西欧思想と対比させながら述べている。

そして明治以後の日本の近代化が農村を犠牲にして展開され、西欧の影響による都市化に伴って「元始自治」の美しい伝統が失われたと後藤は主張し、農村を犠牲にする近代的な「官治主義」「国家主義」を例えば次のように批判している。

自^し制^じ自^じ治、自^じ主^{しゅ}自^じ敬の生^{なま}気^き澆^{じょう}刺^したる歴史ある日本農民は、■〔石へ

んに 盤]々乎たる国の支持者であつた。[略]其支持者たる者が、大誅剥機関たる特殊会社の保護に鉅額の負担を忍び、大消費機関たる厖大なる都市の拡張を是認し、子孫存続の基地を危くするに至り、農村救済の叫をなすとは、余りに腑甲斐なき訳ではないか¹。

このような権藤の「自治」思想は、五・一五事件に至る右翼の活動家である藤井^{ひとし}海軍大尉などに影響を与えたい。藤井は同志にあてた手紙のなかで、権藤の『自治民範』を「必読の良書」として挙げ、「建設の具体策及思想は権藤翁の『自治民範』」であると述べていたことを、石田は紹介している²。

近代的「自治」ではなく前近代の東洋的ユートピアを述べているだけのようにも見える権藤の「自治」論がこのような方向に誘導されていったのはなぜだろうか。石田は、その理由を次のように述べる。

このような方向に誘導されたのは、権藤の「自治」が権力的要素に無関心であったことの不可避的な結果であった。権藤は「自制とは自己のことを自己に於いて節制し、自家のことは、自家において節制し、自村のことは自村に於て節制し」というように自己規律の面に注目しながら、権力に対抗して自主性を維持すべき団体内での意思決定手続きに対する感受性を持たなかった。[略]その結果、自己規律をいう場合でも、権力規制の方法を論ずることをせず、それはもっぱら道徳的次元の問題に解消されてしまった。それ故に権藤は、対決すべき国家権力の「官治制度」に関するリアリスティックな分析を欠き、「自治」を実現すべき運動主体についての組織論も持たなかった³。

このように、権藤の「自治」思想は権力に対抗する方法や団体内での意思決定プロセスには注目を欠き、道徳的次元の問題のみに集中してしまったた

め、この思想の政治的効果への無関心に陥ってしまったのだと、石田は述べている。

以上を通して大正後期から昭和初期にかけて、「自治」が抽象的なキーワードとして立憲主義の主張のなかだけでなく、農本主義の文脈でも使われるようになったことを見てきた。そして農本主義的な「元始自治」を唱えた権藤の思想が権力的要素への考慮を欠いた抽象的なものであったために、意図せざる政治的な役割を果たしたことなどが石田によって紹介された。

こうした大正後期から昭和初期にかけての「自治」の流行や抽象化は、学校教育において唱えられ、実施されていた「自治」にどのような影響を与えたのだろうか、旧制高校の寄宿舎や校友会における「自治」の変遷を検討する上でも重要な視点になるだろう。

次号では、ひきつづき昭和初期の「自治」論を見ていきたい。

-
- 1) 権藤成卿『農村自治論』46～47頁、(石田雄『自治』三省堂、1998年、62頁より重引)
 - 2) 石田前掲書、63頁。
 - 3) 石田前掲書、64頁。

『新潟新聞』にみる高等中学校関連記事

—高等中学資金募集批判—

こみやま みちお
小宮山 道夫(広島大学)

前号に引き続き『新潟新聞』掲載の社説「高等中学校資金寄付の事を論ず」の後半を全文引用する。1887(明治20)年3月2日付の記事である。寄付の趣旨は大いに結構だが問題があるという高等中学資金募集批判の記事である。

社説 高等中学資金募集の事を論ず(承前) 蓬僊居士

第二特権(入学試験の件)の詳細は前号の紙上に掲載せるが今又観客の便を謀り之を重載すれば左の如し

寄付者の子弟にして入学試験の際定点以上を得たときは通常入学志願者にして定点以上を得たる者に先ち入校するを得る者とする
上文の主義たる甚だ解し易きが如くなれども少しく考察を加ふるに於ては入校なる意義は慣用上は如何なるかは知らざれども其字面上より見るときは多少の疑を容れずんばあらず何となれば入校とは単に寄宿舍其他の都合によりて新入学生を同時に入校せしむる能はざる場合に適用するの意なる乎かれとも受験者の及第点を得たるの人員が其募集の定員に超過せる場合に適用するの義なる乎之を明かに知る能はざるなり然れども前者後孰れなるにせよ又前後両ながら兼ねるにせよ第二特権の利益は第一特権の利益に比すれば甚だ微々たりと云はざる可らず尚ほ之を直説すれば学生が高等中学校に入学する試験は僅かに一回に過ぎざれども夫の授業料に至りては毎月一回なれば卒業の曉までには少なくとも四五十回に超ゆるは必然なり故に今数字を以て第一特権の利益と第二特権の利益とを比較すれば一の四十若くは五十に於ける割合なり第二特権の利益の第二特権の利益に若かざること多弁を費さずして明かなる可し

利益の比較論は且く措き筆を弊害の比較論に移すべし居士が見る所に
抛れば両特権の内将来弊害を醸さんものは第一特権にあらずして第二特
権とす其原因なるべしと思ふなれ蓋し資金募集要領に従へば第一特権な
る授業料の事は誰れも怪まさるのみかは夫々規程も明示しある事なれば
之れが取扱ひに混乱を生ずるが如きことは蓋し出来得可からざれども第
二特権に至りては大に然らざる者あるが如し何んとなれば入学試験の合
格点には自ら定まりあるべくも之れが合格点を形ち作る者は試験者の心
意に外ならずして試験者の心持次第にて及第せしむるを得べく又落第せ
しむるを得可ければなり但し今度の高等中学は諸事完然を期し試験成績
の檢定の如きは殊とに嚴格鄭重を旨とせらるべきは居士が深く信じて疑
はざる所なりと雖ども凡そ特別の関係ある間柄には兎角情実の其間に入
り易きこと古今の通弊なれば今度の完備なる中学に於ても此般の弊、万
無しと保す可らず良し又た斯る情弊一切無しとし特権者の子弟は純然自
家の学力を以て及第したりとなすも既に此般の子弟に約するに特権を与
ふるを以てし此般の特権より不公平を生ずるは世人其の常弊なりと知る
以上は如何ぞ口善悪なき評判を生じ彼れは學問優等にあらざるも父兄の
訳によりて及第せり彼れは試験に合格せざるも寄附出金額多きの故を以
て入校を許されたりと口々に悪評を下すことなきを保せんや固より右様の
毀評は取るにも足らざる程の者なれども李下の冠、瓜田の沓とも云へは予
じめ今日に於て斯る悪評を避けんことは我県知事の徳望の爲め我富豪有
志の榮譽の爲め特とに高等中学信用の爲めに無上の至策なりと思ふも
のなり而して之を避けんには富豪有志の人自ら進むて此の特権を辞する
に若く者あらずと居士は信するなり

第三特権(前陳の特権世襲の件)に就ても得失の議論なきにあらずと雖
ども居士は之れを呶々するを益なしと信するものなり何んとなれば上来の
觀察に於て寄付者殊に富豪有志の人が第一第二の両特権を享有するは
高等中学の爲に最も不得策にして又諸氏の爲にも不利なりと勸告したる

以上は今更第三特権の得失を彼是詮議するにも及ぶまじければなり夫れ第一第二の特権にして望むべくして之れを世襲にするの第三特権又た初めて望むべし既に第一第二の両特権欲す可らずとする以上は豈に又た之れを世襲にするを望むの必要あらん哉嗚呼居士は県知事切角の恩賜を一も二も辞して受く可らずと云ふ居士の罪亦た深しと云ふ可し然れども居士は素と一意今度の高等中学の利益を円満ならしめんことを欲する者にして之れを望み之れを欲するに於ては多少の罪と多少の無礼は亦た顧みるに違あらざるなり

惟みるに我越の国たる本邦著名の米産国たるを以て米価の高低は実に県下公衆の収入を増減する所なり然るに近年種々の事情の為め米価は愈よ下落し従つて土地の価格も亦た日一日より其の低落の度を進むるを以て各自貸借上の信用も亦た大に減縮したり左せる困厄の境界に陥りたるに拘らず租税は年々歳々増加して幾んど復た底止する所を知らざるが如く殊には信濃川大工事の特別なる負担あり又た畦畔取調なるものあり尚ほ又地押取調なるものあり近くは登記役所設置の新負担もあれば旁々以て県下の公衆が経済上の困難を極むることはなか／＼以て通常一般の観察の及はざる所の者あり去れば県下公衆は此際更らに新負担を蒙むることを好まざるは又た無理ならぬこと云ふべき歟然るにも拘はらず尚ほ進むて今度の高等中学に多少の資金を寄付する所以は其趣意書に述ふる所と云ひ其の資金募集案に掲ぐる所と云ひ又た県知事初め属官諸氏の尽力の程と云ひ孰れの点より観察するも通常一略の学校などの比にあらず完全無比の高等中学にして県下公衆を裨益すること甚た大なる者あるべしと深く信を措きたるか故なるべき歟孰れにしても此の寄附金たるや非常の負担の上に加ふるの負担なれば富豪有志は実に義務を尽して亦た余蘊なしと云はざる可んや凡そ権利義務なる者は素と同一体にして又分つ可らざるものなり唯た此より見れば権利たり彼れより云へば義務たりと区別するに過ぎざるのみ然らば則ち小なる権利には小なる義務の随ふ

が如く大なる義務には大なる権利伴はさる可らさるは居士の言を待たず去ればこそ県知事にも三大特権を与ふるを以て正当と思惟されたる所以なるへし然れとも寄付者が此の恩賜の三特権を享有せざるを以て高等中学の爲め殊には県下公衆の後進の爲め利益なりと思惟し局外の人も亦た然りと思惟したらん以上は県下の輿論を以て心とせらるゝ県知事も亦た三大特権を与ふるの必用なしと思惟さるべきは勿論ならん然れとも素と三大特権は有志の義務に酬ゆるの主旨に出てたる者なれば此の特権を回収せらるゝ代りに何か他に権利を与へらるべきこと蓋し徳義上已むを得ることなるべし而して如何なる権利を代与せらるべきや是れ県知事の方寸に存することなれとも居士の望む所を表すれば財産監督の特権こそ最も其の義務に相応するの報酬なるべしと思惟するなり居士曾つて我県知事の制定されたる今年の県令第四十七号に於て小学校学資規程なるものを読み其の第八章に於て商議員なる者あることを記憶せり居士は即ち此法の精神を高等中学にも採用せられんことを望む者なり而して小学校学資規程に定むる所の商議会の権限は唯たに寄附物件に関する事件を商議して管理者の参考に資するに止まらずと雖も更らに一層権限を皇張し校有財産及出納を監督するの特権をも与ふるを以て高等中学校永遠維持の爲めに最も得策なりと信する者也

上文は是れ居士か高等中学資金寄付より生ずる特権に関する卑見の要概なりとす而して尚ほ商議員撰挙の区域方法及び商議会の組織等に関する詳細の卑見は其機に臨み開陳する所あらん、庶幾くば我県知事閣下、県下公衆の爲め殊には高等中学校永遠維持の爲めに此方法を採用して高等中学校設置の偉蹟を他年に遺存せられんことを居士謹むて議す(畢)

我流・文献紹介(2)

—第2次・第3次「学監ダヴィトモルレー申報」—

かんべ やすみつ
神辺 靖光(ニューズレター同人)

第2次申報は明治8年2月19日、文部大輔・田中不二麿宛で、『文部省第2年報』に載っている。この申報は開成学校(後の東京大学)校長兼文部少丞・畠山義成と同行して長崎・兵庫・大阪・京都を巡視し、教育意見を述べたものである。畠山は鹿児島藩の士族で幕末選ばれて英国に留学し、さらに米国に渡ってラトガースカレッジに入学し、卒業した。ラトガースカレッジの数字教授であったマレーとは旧知の仲であり、マレーを文部省学監に推せんしたのも畠山であった。明治9年、米国独立百年祭を記念してフィラデルフィアで博覧会が開かれた時、マレーの発案で日本の教育資料を出品した。畠山は田中不二麿と渡米してこの任を果たしたが、帰路、肺結核のため船中で客死、水葬に付された。

二人は長崎、兵庫、大阪、京都の順で巡回、長崎では宮川房之県令及び英語学校師範学校兼任校長の渡辺温と面会、兵庫県では神田孝平県令の案内で学校を視察している。長崎では女子教育が低調なこと、英語教育がよくないこと、ことに外国人教員の“不練熟不適當”に不満を漏らしている。

大阪府でも渡辺昇府知事と英語学校・師範学校兼任校長の奥山政敬と面談、意見を述べているが、「予此地ノ教育進歩ヲ見ルニ於テ其感最深シ」とよい評価を与えた。小学校については掛図、地図がよくゆき渡り、上手に使われている。算術、地理、歴史の教科書も整っている。英語学校については外国人教師、日本人教師いずれも「思慮才能アル者多ケレバ生徒英学ノ進歩モ見ル可キモノアリ」と褒めている。師範学校では数学の授業を参観して、その教師を「数学ノ精緻ヲ極メ、勤勉聡明」と絶賛している。また附属小学校児童の“快活敏捷”をみて、この学校の体操教師に想いを馳せ、「体操ニ注意セシハ実ニ満足」と記している。

京都府では府の参事・榎村正直に面会した。二人は榎村の熱弁に圧倒されたのであろう。「榎村氏ハ学務ニ於テ耐久労カスルヲ以テ今喋々同氏ヲ称揚スルモ亦未タ過当トスペカラス」「氏ノ学校ヲ以テ我が家ノ如クスル事ニシテ教員生徒一人トシテ同氏ノ竭力ヲ識ラザル者ナキガ如シ」と記している。

私(神辺)は「ニューズレター」紙上に「京都府の新英女学校及女紅場」「番組小学校と京都府中学」「勸業政策の一環としての女紅場」「正貞女紅場」「京都祇園の女紅場」を連載したが、マレーの申報は京都に興ったこれら学校すべてに賛辞を送っているのである。その最大のものは女紅場で、高級な新英女学校から町娘のための正貞女紅場に至るまで、女子教育を盛んにしたこと、国語算術等の普通教育と並行して裁縫手芸の実技教育をしたことを賞賛した。また算術については西洋式算術と日本式算盤そろばんを並用したことも我が意を得たとばかり褒めている。外国語学校については、もっと簡易精正の方法をとれとしながら速かに日本語による中学を起すべしと勧告した。マレーらが京都市中を巡視した際には府の学校掛、教員及び市民が集り、マレーらの言うことをよく聴いたと満足げであつた。

第3次申報は1878(明治11)年7月、文部卿西郷従道宛で『文部省第6年報』に載っている。東京府下を巡視して教育意見を述べたものだが、この計画は文部大輔・田中不二麿が東京府知事・楠本正隆と謀って行ったことである。文部省からは後に第三高等中学校長になる折田彦市、後に文部大臣になる江木千之、東京府からは東京府中学校開設に奮闘中の平井正、長倉雄平以下4名が参加した。この巡視前の状況を言えば文部省では明治10年2月以降の「学制」変更、「教育令」策定の検討中であり、東京府では教育行政に万事緩慢な大久保一翁知事に代った楠本正隆知事が乱雑な東京府の学校を整理しようとした時であつた。附言しておくが、大久保の教育行政放任は彼の怠慢ではなく彼の聡明さの故である。明治初期の新政府の東京府に対する命令は朝令暮改が多かつた。勝海舟とともに江戸無血開城に一役

かった大久保一翁は超然と東京の教育には無策を決め込んだ。この無策の中で東京人が漢学塾、洋学塾、寺子屋を、また旧大名がその邸宅に私学を開いて私塾、私学が盛んになったのである。大久保に代った楠本知事はこれら雑多な学校を文部省が示す小学・中学に整理しようとしたのである。マレーの第3次申報がつくられたのは、文部省と東京府が、このような改革に乗り出そうとした時であった。

第3次申報をみて驚嘆するのはその分量の多さと、その内容が、これまでに整然と区分されていることである。明治8年11月、「府県条例」が出されて府県には学務課が置かれた。それから2年数ヶ月たって、東京府学務課はこのように成長したかと思うほど東京府の教育実態をよく説明している。前半は東京府学務課の面々による東京府教育実態の説明、後半はマレーによる今後の教育改革に関する意見であるが、教育改革については文部省と東京府各随員の意見がはさまれているように思える。これら申報の内容については私が解説するよりも各自が読むよりほかないが、問題の項目だけあげておこう。

I. 東京府の教育実態の説明

- 1) 学区の実態
- 2) 学務課の教育事務内容
- 3) 学区取締、学校世話掛の事、
- 4) 1877年の学校統計、
- 5) 学校維持法、
- 6) 公立学校の所有品及びその金額

II. 学監マレーの教育意見

- 1) 教育財源をどうするかという学校維持法
- 2) 小学校・中学校の教則(教育課程)をどうつくるか
- 3) 公立教員配置実態と師範学校対策
- 4) 教員の給料と女子教員増員
- 5) 教科書及び掛図等の教具教材について
毛筆鉛筆、洋算算盤、黒板の使用法

6) 私学問題—私塾・寺子屋の対策

7) 校舎

各項目はさらに細目をたてて説明しているが、紹介し切れない。最後の校舎についてだけ細目を見て置こう。

- 1) 教室の広さ20坪、2) 天井は一丈一尺より低くしてはならない、
- 3) 窓は光線を入れるため高さ所につけよ、4) 床板は乾枯せる木材、
- 5) 階段は峻急に過ぎてはいけない

これらのことをさらに細々と説明しているのである。

文部省学監ダヴィット・マレーのことは近代日本教育史を学んだ者ならば、誰でも知っている名前である。しかし教育史研究者で「マレー申報」を読んだ人は意外に少ない。なぜだろう。次回にそのことを我流で述べたい。

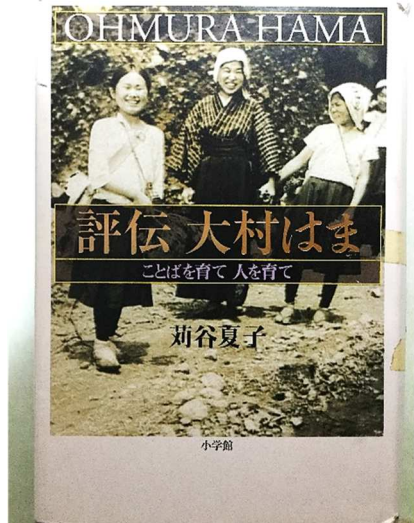
『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

- 1.(目的)広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
- 2.(記事のテーマ)記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
- 3.(刊行頻度・期間)研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
- 4.(編集委員会・編集世話人)発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
- 5.(執筆者)執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
- 6.(記事の責任)記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごまねに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
- 7.(記事の種類・分量)記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいうを目安とします。
- 8.毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
- 9.ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
- 10.ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
- 11.以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

昨日、文部官僚を務めた木場貞長(1859～1944年)の孫にあたる北原寛子さん、ひ孫にあたる木場澄江さんから、木場貞長述『日本独逸合級小学校』(1888年)を翻刻解説した文献(2017年)を、ご丁寧にもこのたびお送りいただきました。木場貞長は、近代日本における文部官僚のなかでもキーパーソンとされる1人です。文部大臣森有礼の秘書官を務めたことなどはあまりに有名です。岩倉使節団とともに帰国後、直ぐに文部省の要職を歴任していく木場貞長は、とても研究上興味深い人物といえるでしょう。(谷本)

教職課程の授業準備をしているなかで以前、大村はま・苅谷夏子・苅谷剛彦『教えることの復権』(ちくま新書、2003年)を手にとったことがあった。この新書はご存じの人が多くかもしれない。1998年・1999年の学習指導要領改訂によって、一教科に留まらない幅広いテーマを自ら考え自ら学ぶことを主眼にした「総合的な学習の時間」が新設された頃である。戦後を代表する国語教師大村はま、学力問題などで盛んに発言していた教育社会学者苅谷剛彦とともに、中学生の頃に大村の国語授業を受けたという苅谷夏子が著者に名を連ねていた。苅谷夏子は教師や研究者ではないが、三人の著者のなかで最も文章が生き活きとしていて、「大村はまに習うとこんな楽しい文章が書けるようになるのか」と強く印象に残った。その苅谷夏子が書いた『評伝 大村はま ことばを育て人を育てる』小学館、2010年)がまた面白い。晩年の大村に付き添う機会の多かった苅谷夏子が、膨大な資料を読み込みながら、大村と直接接する中で聞いたことや感じたことを織り交ぜて、率直に書き進めている。大村が学んだ元街小学校、共立女学校、捜真女学校、東京女子大学の様子も生き活きと描かれているので、大正から昭和初期にかけての、これらの学校の様子をしる手がかりとしても役立ちそうだ。(富岡)



会員消息

自身のことで恐縮なのだが、今年5月、日本科学史学会(会場:東京理科大)にて、共同研究の一環として「第四高等学校長溝淵進馬と第二高等学校長阿刀田令造の教育方針」を口頭報告する。戦前期、戦時下における帝国大学研究者らの知的基盤形成・人間形成について、彼らが帝国大学研究者となるための主要な登竜門とされた旧制高等学校を考察対象として捉えるのが狙いである。なかでもナンバースクールと称された旧制高等学校は、歴史もありかつ特異な校長や教師らが揃い、進学を目指す彼らにとって優位な学校と認識されたものであったと思われる。第四高等学校(金沢)校長を務めた教育者溝淵進馬(生1871～没1935年、第四高等学校長1911～1921年)と、第二高等学校(仙台)校長を務めた教育者阿刀田令造(生1878～没1947年、第二高等学校長1932～1943年)の教育方針に着目して、当時の高校生らにとって先人・師としていかなる教育的な存在と認識され導いたのかなどを探りたい。後に物理学者となる中谷宇吉郎や、生物学者となる阿刀田研二らにも、教育者としての溝淵や阿刀田の姿勢は少なからず影響をあたえていると考える。(谷本)

作家の石牟礼道子さんが90歳で旅立たれました。『苦海浄土』を読みました(石牟礼道子『苦海浄土』講談社文庫)。自然の美しさや、人々の肌感覚が五感で感じられるような文章。多くの気付きを与えてくれる本でした。中でも、石牟礼さんの「寄り添い」の姿勢には、深く考えるものがありました。水俣病患者に向けられた世間の視線や姿勢を、石牟礼さんは逃すことなく指摘しているように思います。本当に「寄り添う」とはどういうことか。努力と研鑽なくしてはできないことだと、厳粛な気持ちになりました。(金澤)

「教育原理」の授業で、学生に「墨塗り教科書」の写真を見せて、「これは生徒自身の手で、教科書のある記述に墨を塗ったんだけど、どうしてだと思う？」と聞いたら、ある学生が、「覚えるため！」と…、なるほど！ 試験勉強だね(笑)

(山本 剛)

GWが明け、たくさんのカエルの子どもが山に向かって歩いていきました。驚いたのは、3階にある研究室の窓に、カエルの子どもが2匹貼りついていました。彼らは鉄筋コンクリートの建物すら越えて行こうとする気合と足腰を、子どものうちから備えており、それを十分過ぎるくらいアピールしていきました。諸々の業務もひと段落つきましたので、できるだけ早く復帰したいと思います。(山本尚史)

今回九州大学さんにお邪魔した時はちょうど桜が満開の時期でした。しかし、箱崎キャンパスの取り壊し工事が進むと、キャンパス内の桜の木も抜かれてしまうそうで…「もしかしたら最後かもしれない」という思いで、桜を入れた建物の写真撮ってみました。写真の中だけでも、永遠に咲き続けられるよう…。

(田中智子)

京都大学の「タテカン」(立て看板)規制のことが、全国的ニュースとしても流されているようだ。4月30日に京都大学内で開催された「〇〇からみた立て看規制 vol.1 表現者と語り合う立て看板」と題する講演会(自由と平和のための京大有志の会主催)に、京大で調べものをするついでに参加することができた。映画監督の瀬々敬久氏と美術家の伊藤存氏が、表現者の視点から自由に語っていた。また、京大近くに住む市民も参加して、子どもの頃から見慣れた京大のまわりのタテカン風景についての愛着を語っていた。この企画は今後も続けられるそうだ。規制問題をひとつのきっかけにして、様々な視点が出されて深められること、ゼロか百かという結論だけでなく様々な議論が後世に史料として伝えられること、そして大学当局者・学生・教職員・市民との間で対話が生まれることを期待したい。(富岡)

最近他分野の広島大学卒業生とたまたま大学の昔話をした時、その人たちの間違いだらけの史実認識に愕然とした。いずれも在学中に先輩や先生たちから聞いた話、として大学移転の経緯や裏話を披露してくれたのだが、驚きの珍説まみれであった。大学史を書き、長く自校史授業を提供してきた者として、「歴史学者廃業記」の與那覇潤さんではないが、歴史は本当に必要なのだろうか、非常に身につまされた。そして自校史授業への私の取り組みも、前号の田中さんのコ

ラムに見るとおり世間的には何ら認知されていないと思い知った。無力な自己を再認識し精進を誓う、と思いつつも今号も史料引用に止まり残念至極です。

(小宮山)

本ニュースレターPDFファイルをダウンロードして印刷される際、**Adobe Reader** などのソフトの「小冊子印刷」機能を利用して **A4** サイズ両面刷りに設定すれば **A5** サイズの小冊子ができます。